

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

新人教育 **「教える」の一步先へ**

「トリプルA」で一人前に——クボタ宇都宮工場

元請けが新人教育を牽引——前田道路東京支店

忘れてませんか？法定教育——中災防

特集Ⅱ

KY活動手法のルーツを知ろう（上）

中村 昌弘

別冊付録

腰痛対策の新常識

どこでもできる「これだけ体操」を！

松平 浩

WEB版はカラーでご覧になれます！！

WEB登録（無料）のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です！

No.2231

2015

4 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ
21 北海道会
ぴりかFP社労士事務所

所長 今野知可子

第192回

出張中に上司と飲酒后、宿泊施設の階段から転落

■ 災害のあらまし ■

A社は転職希望者と企業をつなぐ有料職業紹介事業者。社員Mは上司Tとともに企業開拓のため、定期的に地方へ出張することが多い。その日も1泊2日の予定でO市に向かい、営業活動をしていた。業務終了後、Mは会社で予約した宿泊施設内でTと食事をした。その日の営業の成果や、プライベートの話などをしながら飲酒もしていた。普段、Tとの出張の際は業務終了後に反省会と称して飲食をもとにしている。今回は、食事を終えた後、Mが宿泊施設内の階段を踏み外し、尾骨を骨折した。

■ 判断 ■

社員Mの宿泊施設内での上司Tとの飲食行為は、宿泊を伴う出張において通常行い得る行為といえる。宿泊中のMが会社に対して負う出張業務全般についての責任を放棄ないし、逸脱していたとは認められない。そのため、業務遂行性は失われておらず、事故当時にも業務遂行性はあったと認められる。そして、階段から踏み外し骨折をしたことに関して、Mが業務とまったく関連のない私的行為や、恣意的行為などにより、自ら招いた事故ではなく、通常発生し得る事故であると考えられるため、業務起因性を否定すべき事実関係はない。したがって、Mの骨折は業務上の災害である。

■ 解説 ■

業務上の災害による負傷・死亡の認定に関しては、以下3つの場合に分け、それぞれ業務遂行性・業務起因性が認められるか否かで考えることができる。

①事業場内で業務に従事中の災害については、業務遂行性が認められ、原則として

業務起因性も推定される。②事業場内にいても業務に従事していない休憩中などの災害については、業務遂行性は認められるものの、作業環境や企業施設の不備などによるものでないかぎり、業務起因性は認められない。③事業場外であっても業務従事中や出張中の災害については、業務遂行性が認められ、かつ、積極的な私的行為などがないかぎり業務起因性も広く認められる。

今回の事故は出張中に発生したものであるため、③に該当する。

上記のように、出張中の場合は事業主の直接的な管理下を離れていても、特別の事情がない限り、その出張のすべての過程が、事業主の支配下にあると考えられている。また、出張中の私的行為であっても、それが出張に伴い通常行い得る行為である場合（例えば、宿泊先での飲食、入浴、睡眠など）、出張における災害と業務との間の因果関係についても広く認められる。ただし、出張中の災害であっても、同僚との喧嘩だけがをした場合など積極的な私的行為によるものである場合は、業務上の災害とは認められない。

では、今回の事故を検証してみよう。

社員Mは上司Tとの出張の度、業務終了後に反省会と称して、食事とともに飲酒をしていた。Mはその日の営業成果を振り返って今後の行動計画を話し合ったり、仕事の話以外にもプライベートの話をするなど、Tとこの反省会を通じて懇親を深めていた。飲酒に関しては、Tの手前もあり、泥酔するまで飲酒することはなかった。今回のような宿泊先でTと飲食をともにする場合、慰労と懇親の側面を併せ持つ飲酒は、通常行い得る行為といえなくはない。そのため、今回の飲食行為により業務遂行性が中断されたとはいえないと認められる。ま



た、Mは飲酒により泥酔するなどの状態で、業務とまったく関連のない私的行為や、恣意的行為、ないし業務遂行から逸脱した行為によって、自らが招いた事故ではないため、業務起因性も否定する事実関係はない。このように、Mの事故については業務遂行性が認められ、業務起因性を失うものではなく業務上の災害といえることができる。

反対に、出張中の事故で業務遂行性が否定され、労災認定が下りなかった次のような事例がある。社員Xが出張中、出張先の従業員が企画した任意の送別会に参加し、飲酒をした。その後行方不明になり、4日後、近くの川で溺死体で発見されたという事故である。この送別会は任意参加であり、事業主の支配下にはないとして業務遂行性は否定され、この事故は業務と無関係の私的行為によるものであると判断された。

仕事が終わった後に宿泊施設内で食事とともに飲酒をするというのは、出張時に通常行い得ることだが、出張先の会社の任意の送別会に参加することは出張時に通常行い得ることとはいえない。このように、出張時に通常行い得る行為かどうかによって、業務遂行性・業務起因性が認められるか否かが判断されるといえる。